

A・医療・検査	回答
全国的にPCR検査数は増えていると報道されているが、枚方市のホームページでは、検査数は相談数の約10分の1が続いている。主治医からの依頼にも対応するようになってから枚方市の増加の現状について	●保健所に設置した「帰国者・接触者相談センター（大阪府では新型コロナ受診相談センター）」に連絡のあった感染が疑われる相談者（診察医師を含む。）に対し、国や大阪府の基準（発熱、流行地域からの帰国者、患者との濃厚接触者、症状から感染が疑われる者）や診察医師からの診断結果等を踏まえ、検査が必要と考えられる方に対してPCR 検査を実施しています。 ● 相談件数には、PCR 検査を希望する相談のほか、病気の内容、感染症予防の方法、医療機関の受診、会社での対策など、色々な内容が含まれています。また、PCR 検査を希望する相談者の中には、症状があっても、未だ医療機関に受診されていない方も多く、そのような方には、まずは事前連絡の上、かかりつけ医等の医療機関への受診をお願いしています。この結果として、検査数が相談数の約 1 割となっています。
検査はどこで実施されているか、また検査機器の導入について	●検査を実施している医療機関は非公表となっています。 ●また、検査機器の購入について、希望があった医療機関へは国の補助金を活用し、助成を行っている。
重症・軽症患者の受け入れ病院・病床数は確保されているか、現在の入院患者数はどれだけか 宿泊施設を用意しているか 陽性者で入院待ちの自宅待機者はいるか	●陽性者については、その症状に応じて適切に対応するため、大阪府の入院フォローアップセンターにて府下全体で入院、宿泊施設の利用等の調整を図ってる。 ●最新の入院者数や宿泊療養数については大阪府のホームページをご参照ください。
医療体制として人員の補充を行っているか	医療職の確保については、全国的に課題となっているなか、各医療機関において現員体制の中で受け入れ拡大等の要請に対応していただいているところです。また、受け入れ拡大に 必要な雇用に対しては、大阪府が補助金を整備しています。
コロナ以外の疾患の患者の緊急受け入れ体制（市内の病院の救急医療体制）は保障されているか	市内各病院のコロナ以外の疾患患者の救急受け入れ体制の状況については、把握しておりませんので、枚方寝屋川消防組合にお問い合わせください。
保健所では対応が忙しくなり大変なことと思われすが、人員体制・設備面は充分か、特に人員の補充などの対応をしているかをお聞かせください。	新型コロナウイルス感染症により対応業務が集中している保健所等の部署については、専門職の会計年度任用職員の任用や、職員の事務応援により業務体制の強化に取り組んでいます。また、保健師について、経験者枠を含めた6月1日付採用に向けた正職員採用試験を実施しました。保健所の設備面については、三密状態を避けるため、複数個所に分かれて執務を行うなど限られたスペースを工夫して使用し、業務にあたっています。
市民生活維持のために、PCR検査の適切な実施体制や強力な財政支援を柱とした対策を国がただちに講ずるよう枚方市としての要望を行うこと	検査については、保健所がその時点における国や大阪府の基準や診察医師の診断結果等を踏まえ、重症度や新型コロナウイルス感染症の患者さんの家族や接触があった方など検査が必要と考えられる方に対し、基準に基づいて PCR 検査を実施しておりました。今後も各規準や流行の状況を確認しながら、検査を行います。

B・学校関係 子ども関係	回答
枚方市、枚方市教育委員会の臨時休校決定過程の説明と「子どもの教育権」の立場化から休校の科学的根拠について	●大阪府教育庁からの要請を受けて、枚方市新型コロナウイルス対策本部会議において決定し、小・中学校の臨時休業措置とした。 ●学校再開について →感染状況や国・府の動向を踏まえて判断していく。
臨時休校中の教育委員会や校長会の開催状況について	3月2日 臨時校長会 ※4月2日 臨時校長会 ※4月8日 定例校長会 5月8日 臨時校長会 ※5月12日 定例校長会 ※印は、指示伝達事項のメール送信により校長会に代える。
3月2日から実施された臨時休校実施後、学校や保護者からのどのような相談がありましたか？ また、行われた解決方法と今後に生かせる内容	●卒業式・入学式の実施について（賛否の意見や実施の場合の方法等） →式次第の短縮、来賓・参列者の制限、マスク着用・手指消毒の徹底等により実施した。 ●臨時休業期間中における学習について →各校から課題を提供、学習コンテンツの活用 案内等 ●留守家庭児童会に在籍していない児童の預かり場所について →臨時的・緊急的な居場所を設定した。
3月の受験や進級にどのような影響	特に影響はなかったと受け止めています。なお、府立高校への出願は教員が行いました
休校中ですが、子どもたちに学校として、どのように関わっていますか。休校中の教員の主な仕事は、どのような内容ですか？	●教科書の受け渡し時や電話連絡等により児童・生徒の状況把握に努めています。 ● 臨時的な居場所の対応や家庭学習課題の作成、教材研究、来校日に向けた準備 等
講師・臨時職員等で雇用条件が変わった場合はありますか？ あれば、具体的に教えてください。	雇用条件に変更はありません。
新型コロナ感染症に対する教員はもとより、子どもたちにコロナ感染症の正しい知識が必要です。学校の授業に取り入れていただきたい	教職員対象の研修は、新型コロナウイルス感染症対策のため、現在、延期または中止等としてしています。そのため、コロナ関連の内容の研修（感染の科学的根拠の研修）は現在のところ実施していません。新型コロナウイルス感染症に関する知識や偏見防止等について、保健体育の授業等の機会を捉えて啓発等をしていきます。
コロナ感染の収束は長期化の様相ですが、学校の段階的再開された場合の感染症対策 は、どのように検討されていますか。学校体制の中での保健室の役割は重要だと考えます。	学校再開に当たり、学校の感染症予防対策を強化するため、文部科学省・大阪府教育庁・枚方市新型コロナウイルス感染症対策本部からの指示に基づき「枚方市立小中学校における新型コロナウイルス感染症対策マニュアル（保健管理）」を作成し、感染症対策を講じています。この中に、保健室の運営についても掲載しております。
国連・子どもの権利委員会は、COVID-19パンデミックが子どもたちに及ぼす重大な身体的、情緒的について警告し、各国に対し子どもたちの権利を保護するよう求めでいます。枚方市も子どもたちの権利を守る視点を忘れず、感染防止を当然の前提にし、子どもの生活権、学習権、遊び・文化の権利、自治・社会参加権を保障することが必要。	学校においては、十分な感染防止対策に取り組むとともに、自宅学習も含めた学習環境の確保を図ります。今後も引き続き、「第2期枚方市子ども・子育て支援事業計画」に基づき、子どもの人権・子どもの最善の利益が尊重されるまちづくりを進めます

<p>○休校中の子どもの実態をつかみ必要な食を提供するため、子ども食堂などに必要な支援を行うこと。</p>	<p>●子どもの居場所づくり推進事業（「子ども食堂」）については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するため、通常の一室に会しての実施については自粛・中止をお願いしています。その一方で、子どもの食事を確保する観点から、感染拡大防止に向けた対応を行いながら、お弁当を配布していただいている団体があり、この活動については補助の対象として取り扱っているところです ●この3月から5月の給食食材については、調理場に納入される前に納入停止をお願いしましたので、調理場で余る食材、廃棄する食材はほぼありませんでした。既に納入されていた醤油などの調味料については、賞味期限が長いことから給食が再開された時に使用します。また、調理場に納入されず業者で保管されている冷凍品や乾物等は、6月以降の給食で使用できるよう献立を再検討して対応しています。一部、賞味期限が短く給食再開後に使用できなかった食材については、フードバンクに情報提供し、希望された所に発送しました。なお、3～5月は子ども食堂も休業されていたため、連携することができませんでした。今後については、子ども食堂などとの連携も検討していきます。</p>
<p>就学援助を受給している家庭への給食費支給</p>	<p>就学援助の認定を受けたすべての保護者に対し、臨時休業中など実費負担が発生しない 平日の給食費について支給してまいります。</p>
<p>「保育申出書」の預かり条件が医療関係・消防等と限定的になっているが、社会機能を維持のための様々な職種や個々の家庭事情があるので職種の限定は避ける</p>	<p>保育所（園）を休所（園）している期間につきましても、保育が必要な方に対しましては「保育利用申出書」をご提出いただいた上で、保育を実施しています。また、申出書における要件につきましては、1. 「保護者全員が社会生活を維持する上で必要な施設、社会福祉施設等に勤務し、かつ、家庭での保育が著しく困難な世帯」 2. 「ひとり親家庭などで保護者が仕事を休むことが困難な世帯で、かつ、家庭での保育が著しく困難な世帯」 3. 「その他、個別の事情により、家庭での保育が著しく困難な世帯」としており、各家庭の様々なご事情を考慮した内容としています。</p>
<p>○留守家庭児童会については、感染リスクを低減するためより広い学校の教室を留守家庭児童会へ開放し、通常でも人員不足といわれる中、指導員の緊急増員などで、子どもたちが安心して利用できる緊急の整備を行ってください。 ○新型コロナウイルス感染症対策により、やむをえず民間の子どもシッターを利用した世帯には利用料の補助を行うこと</p>	
<p>C・介護関係 地域包括センター関係</p>	<p>回答</p>
<p>休業をしたり、事業を縮小したりしている施設の実態把握と対応</p>	<p>●本市では、厚生労働省及び大阪府へ「新型コロナウイルス感染症による高齢者施設の臨時休業の実施状況報告」をしています。そのため、各事業所から休業や一部縮小などをはじめ休業した場合の理由及び施設利用者への対応状況を報告いただいています。 ●次に、「また、そのような状況であれば、どのように対処されていますか。」につきましては、厚生労働省及び大阪府からの通達に基づき、通所又は短期入所を行う介護サービス事業所においては、感染拡大の防止対策を徹底のうえ、支援を必要とする利用者やその家族の生活を維持する観点から、原則として、サービス提供の継続をお願いしています。ただし、感染防止の観点から、家族での介護が可能となった場合等、サービスを利用しなくても 居宅等において生活が可能となった利用者に対しては、利用者や家族の意向も踏まえ、可能な限りサービス利用を控えていただく等の協力をお願いしております。 ●また、感染防止の観点から自主的に休業を行う場合にあっては、利用者に適切にサービス提供が継続されるよう代替サービスの確保について必要な調整をお願いしています。</p>
<p>マスクや消毒液などの衛生用品が全く足りていません</p>	<p>マスクや消毒液等の衛生用品のうち、マスクについては、市が備蓄していたものや寄付を受けたものなど、これまで約5万3,000枚を各事業所に配布しており、今後も約4万4,000枚の配布を予定しています。 また、消毒液については、国・府と連携しながら確保に努め、すでに特別養護老人ホームや軽費老人ホーム等に各17リットル、介護老人保健施設や介護医療院に各18リットルが配布されています。今後は、その他の事業所に対し、計約1,400リットルが配布される予定です。</p>
<p>施設の職員や利用者が、感染の不安を感じることはないように、PCR検査の実施要請</p>	<p>現在、市が行うPCR検査については、国や大阪府の基準の下、診察医師が新型コロナウイルス感染症を疑った者に対して、全額公費により実施しており、希望者全員には行っておりません。この間、国ではPCR検査希望者が多いことを踏まえPCR検査の保険診療への追加や1日実施可能検査数の拡大を始め、新たに抗原検査の導入等の対策が図られているところです。市としては、国の動向を注視するとともに、PCR検査に利用する検体の採取や保険診療によるPCR検査のできる医療機関数を増やす取組を進め、検査が必要な方に検査が提供できる体制整備について、必要な対応を行っていく予定です。</p>
<p>危険手当など職員の待遇改善を市独自で行い、国にも検査の充実を要望し</p>	<p>保健所等の市職員が、感染者等を医療機関へ搬送するなどの業務に係る特殊勤務手当については、特別措置条例の制定により待遇改善を図るものです</p>
<p>自粛による利用者減で財政的に厳しい事業所に対し財政的な補てん</p>	<p>国の持続化給付金については、社会福祉法人や個人事業者等も支給対象となるため、自粛による利用者減で財政的に厳しい事業所に対しても、一定の補てんがなされるものと考えております。 また、休業要請を受けた事業所等に対しては、サービスの継続を支援するための補助制度が国によって創設されており、現在、本市でも、この制度の活用を検討しています。</p>

<p>一人住まいの高齢者支援（地域包括センターの3分の一交代勤務に体制になって）</p>	<p>●新型コロナウイルス感染拡大予防の観点から、各高齢者サポートセンターでは、感染者発生状況等に応じて環境整備等の予防対策を行っております。なお、相談支援業務については、来所面接に代わる相談手段も検討しながら、この間も従来どおりに相談支援業務を継続実施しているところです。</p> <p>●また、独居に関わらず、高齢者（要援護者）の地域における見守り活動として、認知症や支援の対応が必要と思われる高齢者の早期発見を目的として、地域の様々な店舗（新聞販売店・郵便局・スーパー等）に協力を呼びかけ、協力店から最寄りの高齢者サポートセンター（地域包括支援センター）に相談するネットワークを構築しています。【市内協力事業所数：879か所（平成24年度の事業開始時からの累計）、通報件数：75件（令和元年度実績）】</p> <p>●特別定額給付金につきましては、コールセンターを開設し、質問や手続き等に関するご相談に対応しております。特別定額給付金申請書送付の際に、詐欺に関する注意喚起としてチラシの同封をするとともに、すでに開設しているコロナ関連生活支援コールセンターにおいても、詐欺についての相談機関として消費者ホットラインや消費生活センターをご案内しているところです。コールセンターなどの相談機関につきましては、広報やホームページに掲載し広く周知しております。</p> <p>●一人暮らし高齢者等に対し、急病等の緊急時における迅速な対応や、不安の解消を図るため、緊急通報体制整備事業を実施しています。また、緊急通報システムと連携しながら、委託事業者による定期連絡サービスを実施し、安否確認や相談に応じています。</p>
--	--

<p>1. 地域包括支援センターの業務について現在、どのようになっているのでしょうか。</p>	<p>従来どおりの業務を実施していますが、新型コロナウイルス感染拡大予防の観点から、地域包括支援センターが企画する講座や会議の実施については緊急性や代替え方法の有無を検討しながら、原則、開催を見合わせています。ただし、住民主体の活動が継続されている場合は、感染予防に配慮しながら戸外での実施等の支援を行っています。</p> <p>また、郵送による申請受付対応（高齢者 SOS キーホルダー配布等）を取り入れるとともに、妊娠中の女性労働者等への配慮を含む職員の勤務体制の変更等を実施しています。さらに、来所面接に代わる相談手段も検討しながら相談支援業務を継続実施しています。</p>
---	--

<p>地域包括支援センターの職員の勤務はどのようになっているのでしょうか。</p>	<p>地域包括支援センターは、市の委託を受けた社会福祉法人等が運営しており、各センター 職員の待遇や勤務状況は異なります。地域包括支援センター業務の継続性を確保するために、各地域包括支援センターでは業務状況を考慮しながら職員の勤務体制の変更等を実施しています。</p>
---	--

<p>職員の待遇（賃金など）はどのようになっているのでしょうか。</p>	<p>各地域包括支援センター職員の待遇（賃金形態）については、各運営法人の規定等により異なります。</p>
--------------------------------------	---

--	--

<p>D・公共施設</p>	<p>回答</p>
---------------	-----------

<p>生涯学習市民センターについて 非常事態宣言が出るまでは、印刷室を利用は、1グループ2人以下という安全対策の工夫の下で使用できていました。緊急事態宣言後の突然の使用中止で説明はありません。会議室や印刷室の新型コロナの安全対策を行い、徐々に生涯学習市民センターが活性化する枚方市としての具体的基準づくりを願います。</p>	<p>生涯学習市民センターの印刷室につきましては、国の緊急事態宣言を踏まえ、生涯学習市民センターをはじめとする市関連施設を臨時休館としたことに伴い、4月9日から使用を中止としました。しかし、5月14日に大阪府が自粛要請・解除などの対策を段階的に解除する「大阪モデル」を発表したことをふまえ、5月20日から生涯学習市民センターの窓口業務及び印刷室の利用を再開しております。5月21日に緊急事態宣言が解除されたことをふまえ、今後、諸室の利用に関しても基準を定め、段階的に再開していく予定です。</p>
--	--

<p>図書館の本の貸し出しについては、安全管理のルールを明確にし、第1歩として緊急事態宣言が出される前の状態、ネットで予約し、図書館ではカウンターで貸し出しと返却のみで利用できるようにしてください。図書館には本の消毒用の器械も導入されています。また、一定間隔をあけて並ぶという方法も取れば可能かと思えます。</p>	<p>5月20日以降、予約本の受け渡し 予約いただいた本の準備が整いましたら、密集を避けるため、受け渡し日時を電話等でお知らせし、調整の上、貸し出しを行います。資料の予約 電話または図書館のホームページ上で予約の受付を行い、窓口での予約受付は行いません。資料の問い合わせ 探されている本のご相談等は各図書館で電話にて承ります。各図書館の窓口での 対面での問い合わせには応じかねます。その他 感染防止のためマスクの着用、窓口での飛沫防止のためのビニールシートの設置を行い、利用者の方にも来館時のマスク着用や間隔確保、一方通行などのご協力をお願いします。また、持ち帰るための手提げ袋等をご持参いただくようお願いします。</p>
---	---

<p>E・その他</p>	<p>回答</p>
--------------	-----------

<p>（大学生・専門学校生）親の収入が減少し、また自らがアルバイトを失い学生生活の継続が困難になっている学生がいる。国の支援だけでは対象範囲が限られ全く不十分な状況です。市独自の支援を要望します。</p>	<p>新型コロナウイルス感染症拡大の影響による収入の減少などにより、支援が必要な学生が多数おられることは認識しております。本市では6月2日に民間企業と学生支援に関する連携協定を締結し、民間企業による雇用を通じた支援を行っているところです。今後も、国や大阪府、各大学等の動向を注視しながら、必要な支援について検討していきます</p>
--	---

<p>（在日外国人）留学生への国や枚方市の支援内容が伝わるように多言語による説明を保障してください。</p>	<p>市ホームページにて外国人向けのページを作成し、新型コロナウイルスについての国の支援策や相談コールセンターに係る情報並びにリンクを掲載しています。今後も引き続き、適時的な情報発信を行うよう努めます。</p>
--	---

<p>○枚方市の非常時のシステム ○総合相談窓口の設置 ○特別定額給付金の早期給付について ○医療・介護・教育・保育などの現場で働く市民の声を聞き課題があれば、対応すること ○情報発信を、インターネットの活用できない市民への対応について ○市内の事業者への新型コロナウイルス感染症問題の影響による必要な融資や助成、利子、保証料補助などの支援策 ○ひとり親や国の休業補てんの対象外である自営業をはじめとするすべての市民の休業に対する補てんの独自措置について</p>
